

添付法令資料 1 :

モロッコにおける国家水源計画の統合的策定・改訂手続に係る  
1997 年 10 月 24 日付政令第 2-97-223 号 (目次)

- 第 1 章 貯水池の区画 (第 1 条)
- 第 2 章 水源の統合計画 (第 2 条)
- 第 3 章 国家水源計画 (第 3 条～第 4 条)
- 第 4 章 共通規定 (第 5 条～第 6 条)

添付法令資料 2 :

韓国国家情報化基本法 (目次)  
2017 年 3 月 14 日法律第 14572 号により一部改正 2017 年 9 月 15 日施行予定

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 国家情報化政策の樹立及び推進体系 (第 6 条ないし第 14 条)
- 第 3 章 国家情報化の推進
  - 第 1 節 分野別情報化の推進 (第 15 条ないし第 24 条)
  - 第 2 節 知識情報資源の管理及び活用 (第 25 条ないし第 28 条)
- 第 4 章 国家情報化の逆機能防止
  - 第 1 節 情報利用の健全性・普遍性の保障及びインターネット中毒の予防・解消 (第 29 条ないし第 36 条)
  - 第 2 節 情報利用の安全性及び信頼性の保障 (第 37 条ないし第 42 条)
- 第 5 章 情報通信基盤の高度化 (第 43 条ないし第 47 条)
- 第 6 章 補則 (第 48 条ないし第 52 条)
- 附則

添付法令資料 3 :

タイ仏暦 2560 年（西暦 2017 年）取引競争法（目次）  
2017 年 7 月 2 日制定／官報掲載日（2017 年 7 月 7 日）から 90 日後に施行

法律名、施行日、廃止法律、適用除外、定義及び商務大臣の職務等（第 1 条ないし第 5 条）

- 第 1 章 取引競争委員会（第 6 条ないし第 16 条）
- 第 2 章 取引競争委員会事務局（第 17 条ないし第 49 条）
- 第 3 章 独占禁止及び不公正な取引（第 50 条ないし第 62 条）
- 第 4 章 職務執行官（第 63 条ないし第 68 条）
- 第 5 章 損害額請求の訴え提起（第 69 条及び第 70 条）
- 第 6 章 罰則

- 第 1 節 刑事罰（第 71 条ないし第 79 条）

- 第 2 節 行政罰（第 80 条ないし第 85 条）

経過規定（第 86 条ないし第 92 条）

（別紙）費用リスト

※この法律により、仏暦 2542 年（西暦 1999 年）取引競争法は、廃止された（第 3 条参照）。

添付法令資料 4 :

商業銀行の地位決定及び監督フォローアップに関する 2017 年 4 月 4 日付  
インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.15/POJK.03/2017（目次）  
同月 7 日施行

第 1 章 総則（第 1 条ないし第 5 条）

第 2 章 システム上重要な銀行以外の銀行

- 第 1 節 重大問題を有すると評価された通常監督におけるシステム上重要な銀行以外の銀行（第 6 条）

- 第 2 節 集中監督におけるシステム上重要な銀行以外の銀行（第 7 条ないし第 14 条）

- 第 3 節 特別監督におけるシステム上重要な銀行以外の銀行（第 15 条ないし第 26 条）

- 第 3 章 システム上重要な銀行
  - 第 1 節 重大問題を有すると評価された通常監督におけるシステム上重要な銀行 (第 27 条)
  - 第 2 節 集中監督におけるシステム上重要な銀行 (第 28 条ないし第 32 条)
  - 第 3 節 特別監督におけるシステム上重要な銀行 (第 33 条ないし第 40 条)
- 第 4 章 雑則 (第 41 条)
- 第 5 章 制裁 (第 42 条)
- 第 6 章 経過規定 (第 43 条)
- 第 7 章 終則 (第 44 条及び第 45 条)

添付法令資料 5 :

水及び鉱産物資源の分野における行政違反処分に関して定めるベトナム政府の議定  
(目次)

2017 年 4 月 3 日付第 33/2017/NĐ-CP 号議定 / 17.05.20 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 水資源の分野における行政違反行為、処分形式、罰金額及び結果克服方法
  - 第 1 目 水資源の規画、基本調査、探査、開拓及び利用並びに地下水掘削業務従事に関する規定に対する違反 (第 4 条ないし第 11 条)
  - 第 2 目 貯水池の合同運行手順に関する規定に対する違反 (第 12 条ないし第 18 条)
  - 第 3 目 水資源の保護に関する規定に対する違反 (第 19 条ないし第 26 条)
  - 第 4 目 資源管理に関するその他の規定に対する違反 (第 27 条及び第 28 条)
- 第 3 章 鉱産物資源の分野における行政違反行為、処分形式、罰金額及び結果克服方法
  - 第 1 目 組織又は個人による鉱産物活動及び鉱産物管理の責任に関する規定に対する違反 (第 29 条ないし第 50 条)
  - 第 2 目 開拓区における安全技術に関する規定に対する違反 (第 51 条ないし第 58 条)
- 第 4 章 水及び鉱産物資源の分野における行政違反処分権限及び結果克服方法の適用 (第 59 条ないし第 66 条)
- 第 5 章 施行条項 (第 67 条及び第 68 条)